

令和2年11月18日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦 殿

立川市学校給食運営審議会
会長 石田 裕美

小学校給食費の徴収方法の変更について（答申）

令和2年10月30日付立教給第1465号で諮問を受けたことについて、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申します。

1 答 申

立川市では、学校給食に係る経費については、学校給食法の定めるところにより、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に必要な経費は学校の設置者である立川市が負担し、食材料にかかる経費は学校給食費として保護者が負担しています。

また、保護者が負担する学校給食費については、児童の健全な成長に必要な栄養素量を根拠とし、その確保ができる食品構成に基づいて積算されています。その確実な徴収は、安定的な食材の確保はもとより、児童の健全な成長に不可欠です。さらに、その徴収方法については公平、公正で保護者に分かりやすいことが求められます。

諮問されました給食費の徴収方法の変更については、月額徴収から現在緊急避難的な当面の措置として実施している月ごとの喫食数に応じて徴収する日割り徴収に変更するというものです。この方法は、保護者の理解が得られやすく、また、「喫食分の給食費を負担する」という点では、臨時休業や転入・転出の際の給食費計算も明確となり、公平性も担保されます。

これらのこと踏まえ、本審議会で審議した結果、小学校給食費の徴収方法を月額徴収から、月ごとの喫食数に応じて徴収する日割り徴収に変更することは妥当であると判断いたしました。令和3年度以降の給食費徴収については、裏面のとおりです。

なお、給食費の徴収方法の変更にあたっては、保護者、各学校に対して丁寧に説明するようにと申し添えます。

小学校給食費 1食単価

(単位 : 円)

	低学年 (1・2年生)	中学年 (3・4年生)	高学年 (5・6年生)
単独調理校	248	263	277
共同調理場校	243	257	272

令和3年度の給食費徴収額 (予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食実施回数	14	18	19	18	3	20	20	19	18	14	17	15	195

※各校において給食実施日を決めているため、本表と一致しない学校もある。

(単位 : 円)

区分		積算方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
単独調理校	低学年	1食単価 (248) × 実施回数	3,472	4,464	4,712	4,464	744	4,960	4,960	4,712	4,464	3,472	4,216	3,720	48,360
	中学年	1食単価 (263) × 実施回数	3,682	4,734	4,997	4,734	789	5,260	5,260	4,997	4,734	3,682	4,471	3,945	51,285
	高学年	1食単価 (277) × 実施回数	3,878	4,986	5,263	4,986	831	5,540	5,540	5,263	4,986	3,878	4,709	4,155	54,015

共同調理場校	低学年	1食単価 (243) × 実施回数	3,402	4,374	4,617	4,374	729	4,860	4,860	4,617	4,374	3,402	4,131	3,645	47,385
	中学年	1食単価 (257) × 実施回数	3,598	4,626	4,883	4,626	771	5,140	5,140	4,883	4,626	3,598	4,369	3,855	50,115
	高学年	1食単価 (272) × 実施回数	3,808	4,896	5,168	4,896	816	5,440	5,440	5,168	4,896	3,808	4,624	4,080	53,040

※低学年 = 1・2年生、中学年 = 3・4年生、高学年 = 5・6年生

※実際の口座からの給食費引き落とし金額は、4月分は5月分と、8月分は7月分と、3月分は2月分と合算する。